

さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（以下「支援法」という。）第19条の2第1項に基づき、さいたま市発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 協議会は、関係者等（第4条各号に規定する者をいう。以下同じ。）が相互の連絡を図ることにより、本市における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、本市の実情に応じた体制の整備について協議することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「発達障害」とは、支援法第2条第1項で定めるものをいう。

2 この要綱において「発達障害者」とは、支援法第2条第2項で定めるものをいう。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)発達障害者及びその家族

(2)学識経験を有する者

(3)医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員（第4条第2号に掲げるものを除く。）が協議会を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 協議会は、発達障害者支援体制を整備するにあたり必要に応じ、分科会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉局福祉部障害政策課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に従前のさいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会の委員である者は、この要綱の施行の日に、この要綱による改正後のさいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱第4条の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同要綱第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の際現に従前のさいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会の委員長である者は、この要綱の施行の日に、この要綱による改正後のさいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱第6条第1項の規定により会長として定められたものとみなす。